

職員の給与に関する報告及び勧告の概要

令和2年10月21日
長崎県人事委員会

給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（0.05月分）

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査及び勧告を先行して実施（月例給については、別途必要な報告・勧告を予定）

<人事委員会勧告制度の基本的考え方>

- ・人事委員会報告及び勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した給与等を確保する機能を有するものである。
- ・人事委員会は、地方公務員法に基づき、民間企業従業員の状況、国及び他の地方公共団体の職員の状況等を考慮したうえで、随時、報告及び勧告を実施できる。

ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

- ・企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所382事業所から146事業所を無作為に抽出して調査
- ・本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施（ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施）
- ・ボーナスに関する調査：6月29日～7月31日（調査完了128事業所 完了率87.7%）
- ・月例給に関する調査：8月17日～9月30日

○民間の支給割合 4.44月（職員の支給月数 4.50月）

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間企業従業員の支給実績（支給割合）と県職員の年間支給月数を比較

2 ボーナスの改定

(1) 改定の内容

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分 4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

(2) 実施時期

この改定を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

ただし、令和3年度以降の期末・勤勉手当の支給割合については、令和3年4月1日から実施

3 月例給

県職員と民間企業従業員の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

人事管理に関する報告については、月例給の報告・勧告に併せて実施